拡大、人事処遇制度の改善等に関する計画認定を受け、モデル性や地域における波及効果のある取り組みを実施した事業主に支給されます。

③中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金（拡充）

傘下の中小企業事業主に対する高年齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体に支給されます。

○高年齢者等共同就業機会創出助成金

45歳以上の高年齢者等3人以上が自らの職業経験等を活用することにより、共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について支給されます。

問(社)千葉県雇用開発協会高年齢者等事業部
☎043（225）7931
地図番号⑩

パートタイマー均衡待遇推進助成金

パートタイマーの「活力」を企業発展に活かそう！短時間労働者の均衡待遇に向けた取り組みに努める事業主の方に支給します。

▼種類
①正社員と共通の評価・資格制度の導入
②パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度の導入
③正社員への転換制度の導入
④短時間正社員制度の導入
⑤教育訓練制度の導入
⑥健康診断制度の導入
※詳しくはお問合せください。

問(財)21世紀職業財団千葉事務所
☎043（225）2295
地図番号⑨

両立支援事業（仕事と家庭の両立を進める企業を応援します）

労働者の育児・介護等を支援する制度を整備・実施する事業主の方に助成金を支給します。

①両立支援レベルアップ助成金
●育児・介護等費用補助コース
●代替要員確保コース
●子育て期の短時間勤務支援コース
●作業中能力アップコース
●職場風土改革コース
②中小企業子育て支援助成金
※助成金の詳しい内容については、お問合せください。

問(財)21世紀職業財団千葉事務所
☎043（225）2295
地図番号⑨

退職金の確保は国の中退共制度で!!

中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です

国の掛金助成があります
★新規加入の事業主に対して、4か月目から1年間、従業員ごとに掛金の1/2（上限は5,000円）を国がサポート
★掛金増額助成もあります

有利な特典
★事務手数料、管理費等は一切不要です
★掛金は全額非課税です
★退職金の積立不足が発生しないため、追加拠出は不要です

簡単管理
★掛金は、簡単な口座振替
★従業員ごとの納付状況や退職金額は毎年事業主にお知らせいたします
★社外積立型なので、企業に運用のリスクはありません

適格退職年金制度からの移行先
★16,000社を超える適年解約事業所が中退共に移行しています
★適格退職年金契約における従業員持分額の全額を引渡金額とすることができます
★移行の際事務手数料はいただきません

〈お問い合わせ〉
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
略称：中退共（ちゅうたいきょう）
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
TEL:03-3436-0151(代表)　FAX:03-3436-0400
くわしくはホームページで　中退共　検索

事業主へお願い

内職事業所登録をお願いします

内職を提供できる事業所が不足しています。内職を提供出来る事業所がありましたら、登録をお願いします。

問千葉県商工労働部雇用労働課
☎043（223）2743

事業融資制度

千葉県の中小企業向け融資（県制度融資）

県では県内に事務所又は事業所を設け事業を営んでいる中小企業者（個人、会社）の方、県内で新規創業される方（創業者）に対し、事業に必要な資金を円滑に調達して頂くため、融資制度を設けています。

○事業資金
▼対象者
●中小企業者等（組合含む）
▼対象経費
●設備資金・運転資金
▼融資限度額
●設備資金は1億円以内（所要資金の90％以内）
●運転資金は8，000万円以内
▼融資利率（※）
●固定金利2・3～2・9％
（企業の経営状況に応じて、±0・5％の幅内で設定される場合があります。）
▼融資期間
●設備資金　10年以内
●運転資金　7年以内
▼保証人
●法人代表者以外原則不要
（別途必要に応じて保証協会保証が必要）

○創業資金
▼対象者
●創業者又は創業後5年未満の中小企業者
▼対象経費
●設備資金・運転資金
▼融資限度額
●2，500万円以内（設備資金は所要資金の80％以内、運転資金は1，500万円以内、創業者は融資額と同額の自己資金が必要）
▼融資利率（※）
●固定金利1・7～2・1％
▼融資期間
●設備資金　7年以内
●運転資金　5年以内
▼保証人
●法人代表者以外原則不要
（別途保証協会保証が必要）
▼優遇制度
●創業後1年未満の方で代表者が女性又は満45歳以上の方には利子補給を行っています。

○セーフティネット資金（市町村認定）
▼対象者
●売上げの減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等（組合含む）で、市町村の認定を受けた方
▼対象経費
●設備資金・運転資金
▼融資限度額
●1中小企業者あたり8，000万円以内
▼融資利率（※）
●固定金利1・7～2・3％
▼融資期間
●設備資金　10年以内
●運転資金　7年以内
▼保証人
●法人代表者以外原則不要
（別途保証協会保証が必要）
※融資利率は融資期間によって異なります。

問取扱金融機関又は千葉県商工労働部経営支援課
☎043（223）2707

創業資金の融資制度

日本政策金融公庫国民生活事業は、小企業の方々への小口事業資金融資等を業務とする政策金融機関です。

●新創業融資制度（無担保・無保証人）
新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方への融資制度です。
▼融資額：運転資金、設備資金合わせて1，000万円以内
▼返済期間：運転資金・設備資金7年以内
※ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。
※事業開始前、または事業開始後で、税務申告を終えていない方は、創業資金の3分の1以上の自己資金を確認できることが必要です。
※通常適用される利率に、1・2％（年利）が上乗せされます。政府の平成21年度補正予算成立により、6月15日から上乗せ利率が1・65％から1・20％へ引き下げとなりました。
※法人の代表者の方（実質的な経営者である方や共同経営者である方を含みます）が連帯保証人になる場合は、利率が0・1パーセント（年利）低減されます。

問日本政策金融公庫千葉支店国民生活事業
こくきん創業支援センター
☎043（224）4754

創業・第二創業相談会のお知らせ

毎月第1・3水曜日に「創業・第二創業相談会」を開催しています。これから創業される方、創業間もない方、経営の多角化・事業転換などの第二創業をお考えの方を対象とした相談会です（予約制）。当日は、午後7時まで開催しております。

問日本政策金融公庫千葉支店国民生活事業
こくきん創業支援センター
☎043（224）4754

「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」を募集しています

千葉県では、障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている企業・事務所を「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定し、公表することで障害のある人の雇用に対する理解と促進を図っています。

「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定されると、認定書が交付され、事業所名・取組内容等を県のホームページで紹介しますので、企業イメージの向上や社員の誇りとなることなどの効果が期待できます。また、認定された事業所は、ロゴマークを会社案内や名刺等に使用することができます。

昨年7月からスタートし、現在76社が認定されています。認定された事業所等からは、「職員が協力的になった」、「職員が誇りに思うようになった」との社内の効果や、「事業所の見学者が増えた」、「インターンシップの依頼がきた」などの体外的な効果があったとの声も届いています。

みなさまからの御応募をお待ちしています。

問 千葉県商工労働部産業人材課
☎043(223)2756　FAX043(221)3730
http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_syokunou/friendly/top.html

企業支援員を配置しています

千葉県では、障害のある人の雇用の場の拡大と継続（長期）雇用を促進するために、企業に対して支援を行う企業支援員を配置しています。

企業支援員は、企業における障害のある人の能力を活用する工夫や雇用管理上のアドバイスなどを行っています。

〈企業支援員配置場所〉

事業署名	所在地	所在地
障害者就業・生活支援センター　あかね園	習志野市	☎047-452-2715
障害者就業・生活支援センター　ビック・ハート	柏市	☎04-7168-3003
障害者就業・生活支援センター　東総障害者就業・生活支援センター	柏市	☎9479-60-0211
ふる里学舎しぜん工房	市原市	☎0436-36-7611
就労移行支援事業 就職するなら明朗塾	八街市	☎043-442-0101
障害者就業・生活支援センター・千葉障害者キャリアセンター	千葉市	☎043-204-2386